

前4世紀アテナイにおける *archai* の定義について¹

—Aischin. 3. 13-15, 28-30 の解釈を中心に—

柏 達己

はじめに

アテナイ民主政の諸機関を機能論的に分析した Hansen によれば、4世紀アテナイにおいては、国政上の重要な決定はすべて民会、民衆裁判所および立法委員会においてなされるという²。しかしながら、それら諸機関は各々の力だけで自立的に運営されていたわけではない。Hansen も述べるように、決定機関の準備・司会進行等の業務を担当し、またその決定事項を実行に移す任をまかされていたのも種々の公職者であった³。公職者の役割がポリス運営の様々な領域に及んでいたことは、例えば伝アリストテレス『アテナイ人の国制』の記述をみれば明らかであろう⁴。加えて、一般公職への就任に際しての財産資格は事実上撤廃され、広範な社会階層に属する市民が公職者として公的な業務に携わっていた⁵。民会などにおけるオピニオンリーダーの役割が実質的には一部の市民によって担われていたことと比較して⁶、一般市民のポリス運営への積極的参与という観点からみれば、公職への就任がその主要な一形態であったといえる。

このように、アテナイ公職者制度は、民主政が機能する上で重要な位置を占め、また文字通りの直接民主政を体現していたといつてよく、当然のことながら、長い研究史の積み重ねがある。ところで、公職者を論ずるにあたり、その前提として当然問題となるのは、この公職者というカテゴリーがどの範囲を指すのかという問題である。ギリシア語で「公職者」あるいは「公職」の意味をあらわす一般的な語は“*arche*” およびその複数形の “*archai*” である⁷。我々がどのような役職を *archai* とみなすかによって、そこか

¹ 本稿は平成23年度卒業論文の一部を加筆・修正したものである。特に断りのない限り一次史料の略号については H. G. Liddell & R. Scott, *A Greek-English Lexicon*, revised by H. S. Jones, Oxford, 1996 に、雑誌略号については *L'année philologique* 誌にそれぞれ従う。ただし、RO = P. J. Rhodes & R. Osborne (eds.), *Greek Historical Inscriptions 404-323 BC*, Oxford, 2003, AP = [Aristoteles] *Athenaion Politeia* である。また年号・世紀は現代の研究に関するものを除き基本的に紀元前である。なお、ギリシア語の母音の長短は基本的に無視する。

² M. H. Hansen, “Initiative and Decision: the Separation of Power in Fourth-Century Athens,” *GRBS* 22 (1981), pp. 345-370.

³ もちろん、決定事項の執行、例えば裁判所の判決の執行においては、公職者のみならず私人も重要な役割を果たしていた。これについては V. Hunter, *Policing Athens: Social Control in the Attic Lawsuits 420-320 B.C.*, Princeton, 1994 を参照。Cf. E. M. Harris, “Who Enforced the Law in Classical Athens,” in L. Gagliardi & E. Cantarella (eds.), *Symposion 2005*, Vienna, 2007, pp. 159-176.

⁴ AP. 43-61.

⁵ 公職への就任が広範な社会階層に属する人々まで広まっていたことについては、佐藤昇『民主政アテナイにおける賄賂言説』（山川出版社、2008年）70-76頁を参照。

⁶ 恒常的に政治活動を行なういわゆる「政治家 (*rhetoires*)」については、M. H. Hansen, “The Athenian ‘Politicians,’ 403-322 B.C.,” *GRBS* 24 (1983), pp. 33-55 を参照。

⁷ 加えて、通常公職者の内でも9人のアルコンを指す場合に用いられる “*archon*” や “*archontes*” という語も、「公職者」一般を意味するものとして用いられる場合があった。e.g. Lys. 5. 3, 6. 33, 30. 3; Isoc. 7. 24-26; D. 24. 54, 42. 13, 43. 71; Aischin. 3. 9, 27-30; Lycurg. 1. 79; AP. 55. 2. なお、*archon* / *archontes* が9人のアルコン以外の特定の役職を指す場合もある。E.g. Lys. 9. 6, 14. 21, 16. 16, 22.

ら描かれる像は幾分異なるものとなるに違いない。従って、この問題を取りあげることは、公職者研究をすすめていく上での前提として、決して無視すべき問題ではないと思われる。

しかしながら、この *archai* の定義の問題に関して、これまでの研究者が十分に注意を払ってきたとは言いがたく、漠然と「役人」「公職者」といった語が用いられることも少なくない⁸。このような状況で、注目されるべきは Kahrstedt や Hansen、Bleicken の見解である。後に詳述するように、4世紀アテナイにおいて *archai* の法的定義が存在した可能性を示唆するのは Aischin. 3. 13-15, 28-30 の記述のみであるが、前二者はこの記述を基に、*archai* の法的定義が存在したことを論じている⁹。さらに Hansen は、法的定義に加えて、当時のアテナイ人の認識においても *archai* というカテゴリーがどの範囲の者までを含むのかが明確であったと論じている¹⁰。換言すれば、Hansen は制度・認識上の両方の観点から、*archai* とそれ以外の者を明確に区分されていたと想定しているのである。これに対し、Bleicken は、少なくとも当時の認識においては、*archai* の範囲が曖昧であった可能性を指摘している¹¹。

このように、*archai* の定義に関して、研究史上問題とされてきたのは、第一に *archai* の法的定義の問題、第二に当時の認識の問題である。本稿でも、これに従い、まず法的定義の存在の根拠とされてきた Aischin. 3. 13-15, 28-30 の記述を分析し、その後、Hansen 説の根拠を検討しながら、当時の認識の問題についても論じる。筆者の見解を先取りするならば、*archai* の法的定義の存在を立証することはできず、また *archai* に含まれるかどうか判別しがたい「グレーゾーン」に属する者が存在したと考えられる。その上で、なぜそのような *archai* の曖昧さが生じるのかという問題について、当時のアテナイの状況を分析しながら、その背景について検討していきたい。

I

上述のように、4世紀アテナイにおいて、*archai* の法的定義が存在した可能性を示唆する唯一の同時代史料は、Aischin. 3. 13-15, 28-30 において言及されている法である¹²。

5-10, 28. 5, 15; D. 21. 85, 22. 26, 45. 87, 53. 25; RO 25. 24-25.

⁸ 例えば、アテナイの“official”に関して網羅的なプロソグラフィ研究を行なった R. Develin, *Athenian Officials 684-321 B.C.*, Cambridge, 1989 は、自身の“official”のリストに含まれる基準に関し、以下のように述べる (p. 1)。“The general criterion for inclusion has been those for whom we have names and who were subject to election, by whatever means, to positions in the service of the state or sections thereof where there is some connexion with the operation of state functions... I have not felt obliged to restrict myself to those positions only which could be termed an *arche*... but have rather followed what seemed to be (though the term is dangerous) common sense.”

⁹ U. Kahrstedt, *Untersuchungen zur Magistratur in Athen*, Stuttgart/Berlin, 1936, p. 1; M. H. Hansen, “Seven Hundred *Archai* in Classical Athens,” *GRBS* 21 (1980), pp. 152-154, 170-173; *id.*, “A Magisterial Inventory of Athenian Officials [review of Develin, *op. cit.*],” *CPh* 87 (1992), pp. 51-54; *id.*, *The Athenian Democracy in the Age of Demosthenes*, 2nd ed., Norman, 1999, p. 226.

¹⁰ Hansen, “Seven Hundred *Archai* in Classical Athens,” p. 152; *id.* *The Athenian Democracy in the Age of Demosthenes*, pp. 226, 341 n.135.

¹¹ J. Bleicken, *Die athenische Demokratie*, 4th ed., Paderborn, 1995, pp. 270-272.

¹² 以下、Aischin. 3 の節番号を示す際には単に“§ (§)~”というかたちで表記する。なお、底本としては、M. R. Dilts (ed.), *Aeschines Orationes*, Stuttgart/Leipzig, 1997 を用いた。

カイロネイアの戦いに敗れた後、アテナイで市壁の修復工事が行なわれた際に自身の部族から市壁建造官 (*teichopoios*) に選出されたデモステネス (以下 D.と略) は、事業遂行のため 100 ムナあまりをポリスに寄付した。この寄付とそれまでのポリスに対する貢献をもって、クテシフォン (以下 C.と略) は D.を顕彰し冠を与えることを提案したが、これに対し D.の政敵であったアイスキネス (以下 A.と略) は C.提案を違法であるとして告発した¹³。この裁判の際に読まれた告発弁論が Aischin. 3 である。なお、C.提案とそれに対する告発が行なわれたのは通説によれば 337/6 年であるが¹⁴、裁判は何らかの理由で中止され、6年後の 330 年に再開されている¹⁵。

C.提案を違法であるとする論拠の一つは、授冠の時期に関するものである。当時のアテナイでは、執務審査の対象となる者がその審査を終える前に冠を受け取ることによって禁じていた。A.によれば、D.は C.提案時に未だ市壁建造官職にあり執務審査を終えていなかったため、D.への授冠を提案することは違法であるという。A.はこれを立証するために、D.が就任した市壁建造官職は *archai* に含まれ、執務審査の対象となることを論じている。問題の法が言及されるのはこの文脈においてである。

①§§13-15

A.はまず、§13 において、D.側がなすであろう反論に言及する。すなわち、市壁建造官は抽籤によって選出されるのでもなく、また民会において挙手採決によって選出されるのでもなく、決議に従って「選ばれた者 (*hairetos*)」なのであるから、*archai* というカテゴリーには含まれないと述べるだろうと予測する。A.はこれに対し、当該法を用いて以下のように反論する。

「私は、彼らのそのような主張に対し、あなたがたの法を提示したいと思います。それはそのような類の申し立てを論破することを意図して、あなたがたが立法したものです。そこには、『挙手採決によって選出された *archai*』—— 立法者はこの一語のなかにあらゆる者を含め、民会が挙手採決によって選出する者を *archai* と呼んでいるのです —— 『および公共事業の監督官』—— デモステネスは市壁建造官、すなわち公共事業のうち最も大規模なものの監督官でありました —— 『およびポリスの何らかの業務を 30 日以上担当するすべての者および裁判主宰権を行使する者は¹⁶』—— 公共事業の監督官

¹³ この裁判に関する背景およびその経過については、H. Wankel, *Demosthenes: Rede für Ktesiphon über den Kranz*, vol. I, Heidelberg, 1978, pp. 8-41; S. Usher (ed.), *Greek Orators V: Demosthenes On the Crown*, Warminster, 1993, pp. 13-17; H. Yunis (ed.), *Demosthenes On the Crown*, Cambridge, 2001, pp. 7-12 などを参照。

¹⁴ 近年、A. C. Scafuro, “Magistrates with Hegemony in the Courts of Classical Athens,” in H.-A. Rupprecht (ed.), *Symposion 2003*, Wien, 2006, pp. 37-39 は 338/7 年とする新説を打ち出している。ただし、この説ではなぜ 338/7 年に提起された裁判が 330 年まで延期されたのかを説明するのは容易ではないと思われる。下記註 15 を参照のこと。

¹⁵ 裁判延期の理由は不明であるが、一般に 336 年のフィリッポス 2 世の暗殺とその後の混乱によるものと解されている。E.g. Wankel, *op. cit.*, p. 19; Usher, *op. cit.*, pp. 13-14; E. M. Harris, *Aeschines and Athenian Politics*, New York/Oxford, 1995, pp. 140-141.

¹⁶ ここで「裁判主宰権」と訳出した “*hegemonia dikasteriou*” という語は、同時代史料中には 5 回しかあらわれないが (§§14 [2 回], 27, 29; IG II² 244. 32)、ある特定の訴訟を受理した上で民衆裁判

はすべて裁判主宰権を行使します——と、明記されています。法は彼らに何をどのように命じているのでしょうか。奉仕することではなく、『民衆裁判所で資格審査を受けた上で役職を務めること』と命じています。なぜならば、抽籤によって任命された *archai* も資格審査を受けねばならず、資格審査の後に役職を務めるからです。そして他の *archai* の場合と同様に『会計報告書を会計検査官のもとに提出すること』と命じられているのです。私が真実を述べていることを証明するために、皆さんに法そのものをお聞かせしましょう¹⁷。』

②§§28-30

さらに、§28 においても、§13 と同様の反論を予測し、再び当該法に言及する。

「どうということかと言いますと、アテナイ人の皆さん、*archai* に関しては三種類のものがあるのです。第一に最も明白なものとして、挙手採決あるいは抽籤によって選出された *archontes* がいます。第二にポリスの何らかの業務を30日を超えて担当する者と公共事業の監督官がいます。そして第三のものとして、法が規定しているように、もし他の何人かが選ばれて裁判主宰権を行使する場合、彼らも『資格審査を受けた上で役職を務めること』となっているのです。(ここから) 民会による挙手採決によって選出された者および抽籤によって選出された者を取り除きますと、公金を扱うために、部族、トリッテュス、そして区がその構成員のなかから選んだ者たちが残ります。こういったことは、本件のように、部族に対して塹壕の掘削や三段摺船の造船を委託するような場合に起こるのです。法そのものから、私が真実を述べていることを知るようになるでしょう¹⁸。』

いずれの箇所においても、Aは「市壁建造官は *archai* には含まれない」という主張を予測した上で、それに反論するために当該法に言及している。言い換えれば当該法の対象者が *archai* であるということ的前提に議論をすすめているのである。ここから、

所へ回付し、裁判の司会進行役を務める権限を指すと考えられる。この権限については、Harp. s.v. “*ἡγεμονία δικαστηρίου*”; Phot. s.v. “*ἡγεμονία δικαστηρίου*”; Schol. Aischin. 3. 15 (44, 45a Dilts) および Scaifuro, *op. cit.*, pp. 27-28 を参照。

¹⁷ §§14-15: Ἐγὼ δὲ πρὸς τοὺς λόγους τοὺς τούτων νόμον ὑμέτερον παρέξομαι ὃν ὑμεῖς ἐνομοθετήσατε λύσειν ἡγούμενοι τὰς τοιαύτας προφάσεις, ἐν ᾗ διαρρήδην γέγραπται, ‘τὰς χειροτονητάς,’ φησὶν ἄρχας, ἀπάσας ἐνὶ περιλαβῶν ὀνόματι ὁ νομοθέτης καὶ προσειπῶν ἀπάσας ἀρχὰς εἶναι ἅς ὁ δῆμος χειροτονεῖ, καὶ τοὺς ἐπιστάτας’ φησὶ ‘τῶν δημοσίων ἔργων.’ ἔστι δὲ ὁ Δημοσθένης τεichoποῖός, ἐπιστάτης τοῦ μεγίστου τῶν ἔργων ‘καὶ πάντας ὅσοι διαχειρίζουσι τι τῶν τῆς πόλεως πλέον ἢ τριάκοντα ἡμέρας καὶ ὅσοι λαμβάνουσι ἡγεμονίας δικαστηρίων’ οἱ δὲ τῶν ἔργων ἐπιστάται πάντες ἡγεμονία χρώνται δικαστηρίου· τί τοῦτους κελεύει ποιεῖν; οὐ διακονεῖν, ἀλλ’ ἄρχην δοκιμασθέντας ἐν τῷ δικαστηρίῳ, ἐπειδὴ καὶ αἱ κληρωταὶ ἀρχαὶ οὐκ ἀδοκίμαστοι, ἀλλὰ δοκιμασθεῖσαι ἄρχουσι, καὶ ‘λόγον [καὶ εὐθύνας] ἐγγράφειν πρὸς τοὺς λογιστάς, καθάπερ καὶ ἄλλας ἀρχὰς [κελεύει]. ὅτι δὲ ἀληθῆ λέγω, τοὺς νόμους αὐτοὺς ὑμῖν ἀναγνώσειται. ㊦お、以下史料の日本語訳はすべて筆者による訳である。

¹⁸ §§29-30: ἔστι γὰρ, ὡς ἄνδρες Ἀθηναῖοι, τῶν περὶ τὰς ἀρχὰς εἶδη τρία, ὧν ἐν μὲν καὶ πᾶσι φανερώτατον οἱ κληρωτοὶ καὶ οἱ χειροτονητοὶ ἄρχοντες, δεύτερον δὲ ὅσοι τι διαχειρίζουσι τῶν τῆς πόλεως ὑπὲρ τριάκοντα ἡμέρας καὶ οἱ τῶν δημοσίων ἔργων ἐπιστάται, τρίτον δὲ ἐν τῷ νόμῳ γέγραπται, καὶ εἰ τινες ἄλλοι αἰρετοὶ ἡγεμονίας δικαστηρίων λαμβάνουσι, ‘καὶ τοῦτους ἄρχην δοκιμασθέντας.’— ἐπειδὴ δ’ ἀφέλη τις τοὺς ὑπὸ τοῦ δήμου κεχειροτονημένους καὶ τοὺς κληρωτοὺς ἀρχοντας, καταλείπονται οὐς αἱ φυλαὶ καὶ αἱ τριττύες καὶ οἱ δῆμοι ἐξ ἐαυτῶν αἰροῦνται τὰ δημόσια χρήματα διαχειρίζειν [τοῦτους αἰρετοὺς ἀρχοντας εἶναι]. τοῦτο δὲ γίνεται ὅταν, ὡς περὶ νῦν, ἐπιταχθῆ τι ταῖς φυλαῖς, ἢ τάφρους ἐξεργάζεσθαι ἢ τριήρεις ναυγείσθαι. ὅτι δὲ ἀληθῆ λέγω, ἐξ αὐτῶν τῶν νόμων μαθήσεσθε.

Kahrstedt や Hansen は *archai* というカテゴリーがこの法によって定義されていたことを論じている¹⁹。

ここで注意しなければならないのは、当該法が法文そのままのかたちで引用され今日まで伝承されているわけではないということである。我々は、A.が弁論中で当該法をパラフレーズしている部分から元の法文を推測するしかないが、当時のアテナイにおいては、裁判当事者たちが法文を自身の都合に合わせて解釈したり、あるいは法文の一部のみにしか言及しないということが稀でなかったことを考えれば²⁰、A.のパラフレーズが当該法と一語一句正確に対応していると無批判に考えることはできない。しかしながら、ここでの A.の目的は D.が就任した市壁建造官職が *archai* に含まれることを示すことにあるから、仮に当該法が *archai* を定義していることを示すような条項があったのであれば、A.はそれに基づいて市壁建造官が *archai* に含まれることを立証しようとしたはずである。従って、ここでは A.のパラフレーズ中に当該法が *archai* を定義する法であることを示すような条項が含まれているかどうかという観点から、当該箇所の記述を検討していきたい。

まず①では、当該法に言及する直前の§13において A.は市壁建造官は *archai* ではなく「奉仕 (*diakonia*)」である、という主張を予測している。これに対し、§15 で当該法の条項をパラフレーズする際に「奉仕するのではなく (*ou diakonein*)、『資格審査を受けた上で役職に就くこと (*archein*)』』と述べている。このことから、A.は当該法の「資格審査を受けた上で役職に就くこと」という条項の“*archein*”という語に依拠しているということが分かる。すなわち、“*archein*”という語が用いられている以上、この法はどのような者が *archai* に含まれるのかということを決めた法である、という論でしかないのである。

これに対し②においては①とは多少表現が異なっている。A.は「*archai* に関しては三種類のものがある」と述べ、①で述べられた各条件を3つに分類している。この「*archai* に関しては三種類のものがある」という表現が仮にもとの法文に含まれていたとすれば、この法は *archai* の定義を定めた法であったと考えてもよさそうである。

しかしながら、ここでも A.は「彼らも『資格審査を受けた上で役職を務めること』となっているのです」と述べる。さらに直後の§31においても、法にこの表現が含まれていることを強調している²¹。従って、A.はここでもこの条項の“*archein*”という語に依拠しているということが判明する。仮に「*archai* に関して三種類のものがある」という文言、あるいはそれに類する表現がもとの法文に含まれていたとすれば、A.はそれに依拠すれば十分であったはずである。しかし A.がそれをしないということは、このような表現が元の法には含まれていなかったことを示唆する。

ではなぜ A.はここで①とは異なる表現を用いているのであろうか。A.の弁論戦略を考

¹⁹ Kahrstedt, *op. cit.*, p. 1; Hansen, “Seven Hundred Archai in Classical Athens,” pp. 152-154, 170-173; *id.*, “A Magisterial Inventory of Athenian Officials,” pp. 51-54; *id.*, *The Athenian Democracy in the Age of Demosthenes*, p. 226. ただし、Bleicken, *op. cit.*, pp. 270-272 は *archai* の定義を導くことに慎重である。

²⁰ S. C. Todd, *The Shape of Athenian Law*, Oxford, 1993, p. 37.

²¹ 「さあ、立法者が部族から選出された者は資格審査を受けた上で役職に就くよう命じているということが述べられたのを思い出してください… (Αναμνήσθητε δὴ τοὺς προειρημένους λόγους, ὅτι ὁ μὲν νομοθέτης τοὺς ἐκ τῶν φυλῶν ἄρχειν κελεύει δοκιμασθέντας ἐν τῷ δικαστηρίῳ…)。」

えてみよう。A.が予想するD.側の反論とは、民会の挙手採決や抽籤以外の方法によって「選ばれた」テイコポイオスは *archai* には含まれない、というものである。これに反論するためには、*archai* の中に民会の挙手採決や抽籤以外の方法で「選ばれた者」というカテゴリーが存在し、かつ市壁建造官がそのカテゴリーに含まれることを論証する必要があった。上でみたように、①においてA.が論ずるのは市壁建造官が裁判主宰権を行使するということのみである。これに対し、ここでは①には現れない「抽籤によって選出される者」という表現を一つ目のカテゴリーに加え²²、さらに裁判主宰権に関する部分に「他の何人か選ばれた者が」という表現を付け加えている²³。その上で *archai* の三分類を打ち出すことで、「挙手採決あるいは抽籤によって選出された *archontes*」という一つ目のカテゴリーと「裁判主宰権を行使する何人か選ばれた者」という三つ目のカテゴリーが別個のものであることが示される。従って、①では市壁建造官が裁判主宰権を行使すること、②では裁判主宰権に関する規定が挙手採決や抽籤以外の方法で「選ばれた」者に関するものであること、をそれぞれ論じているのである。このような弁論戦略上の目的のために、A.は②において元の法文にはなかった *archai* の三分類を創作していると説明できるのではないだろうか。

従って、①②いずれにおいても、当該法が *archai* の定義を定めるためのものであったことを示唆するのは「資格審査を受けた上で役職に就くこと」という部分のみである。ここで“*archein*”という語が用いられていることをもって、当該法の趣旨が *archai* の定義を定めることにあったと結論づけることができるのだろうか。

仮にA.に従って当該法の趣旨が *archai* を定義することであったと考えると、不自然な点がいくつか残る。まず、§14には「挙手採決によって選出された *archai*」、§29には「挙手採決あるいは抽籤によって選出された *archontes*」という条件がみえる。仮にこの法が *archai* に含まれる者を定めた法と考えると、*archai* に含まれるための条件部分に *archai* や *archontes* という語があらわれることになってしまう。これでは当該法は意味をなさない。

また、この法は「～は資格審査を受けた上で役職に就き、(任期満了時には)執務審査をうけること」という形式をとっているが、この裁判とほぼ同時期に制定されたアドリア海への植民決議には執務審査の対象となる者が *archai* のみならず *idiotai* (私人)とも表現されている²⁴。換言するならば、*archai* のみならず *idiotai* もまたA.がパラフレーズする法の対象となっていたことになる。従って、当該法の趣旨が *archai* の範囲を定義することにあったと考えることはできない。

²² この条項に関しては、本来元の法にはこの条項がなかったが、弁論戦略上A.が独自に付け足したものである可能性がある。ただし、①におけるA.の目的はテイコポイオスが裁判主宰権を行使することを示すことにあったのであるから、そこでの議論と無関係な「抽籤で選出される」という条項を、当該法に言及されていたにもかかわらず、取りあげなかったという可能性も考えられる。

²³ Diltsの校訂註によれば、Cobetはこの“*aiperot*”の部分を削除するが、これを削除する読みは現存する写本には存在せず、Diltsに従って、筆者はこれを削除しない。Scafuro, *op. cit.*, p. 31は、この部分の直前で、A.が「法に記載されているように」という表現を付け加えていることから、この「その他の何人か選ばれた者」という部分が元の法にも含まれていたと考えている。

²⁴ RO 100. 233-236. Cf. 本稿 33-34頁。

この裁判は原告および被告側の双方の弁論が現存する珍しい例である。被告側の D. の弁論に目を向けた場合、D. は市壁建造官が *archai* に含まれるか否かという点に関して、一切反論しない。Hansen はこのことをもって、A. の法解釈は正しく、当該法は A. が利用しているように、*archai* を定義するものであったと論じている²⁵。ただし、この問題を考えるには、この裁判が C. 提案に対する告発から 6 年あまりたった後に本審が行なわれたという事実を考慮しなければならない。A. が予想する D. 側の反論とは、何度か述べてきたように、市壁建造官は *archai* には含まれない、従って執務審査の対象とはならない、というものである。おそらくこの反論は、D. が未だ市壁建造官職にあり、執務審査を終えていなかった 336 年の時点においては、有効な反論だったのかもしれない。しかしながら、裁判の本審が行なわれた 330 年の時点では、D. は既に執務審査を何の問題もなく終えてしまっていた (D. 18. 111, 117)。従って、D. の弁論が読まれた時には、市壁建造官が執務審査の対象になるのか否か、という問題は、D. にとってはそもそも争う必要のないものであったと考えられるのである。従って、D. が反論しないということは、必ずしも A. の当該法の利用が適切であったことを示すとは限らない²⁶。

これらを踏まえるならば、この法の趣旨は「誰が *archai* なのか」ではなく「誰が資格審査および執務審査の対象となるのか」を定めることにあったと考えるのが自然である。故に、「資格審査を受けた上で役職に就くこと」という条項の主眼はあくまでも「資格審査を受けた上で」という部分にあったと考えるべきである。つまり、ここで A. は「誰が資格審査・執務審査を受けるべきか」を定めた法を用いて、「誰が *archai* か」を論じているに過ぎないのである。仮に *archai* を定義した法が存在したならば、A. はそれを用いだけで十分であったはずである。しかしながら、A. はそれをせず、別の趣旨の法を用いて *archai* の定義を導いている。このことは、*archai* を定義した法など存在しなかった可能性を示唆する。いずれにせよ、Aischin. 3 の記述から、*archai* の法的定義の存在を立証することはできない。

II

次に問われるべきは、法的定義の問題とは別に、アテナイ人たちは *archai* というカテゴリーにどの範囲までの者が含まれるのかを厳密に認識していたのか、換言すれば、当時の認識において、*archai* と *idiotai* (私人) の境界線は果たして明確であったのか、という問題である。

同時代の史料中には、*archai* と対置される存在として、しばしば *idiotai* が言及されており²⁷、またアテナイ人たちは *archai* と *idiotai* が異なることを認識していた²⁸。従って、

²⁵ Hansen, "Seven Hundred *Archai* in Classical Athens," p. 153 n.5.

²⁶ E. M. Harris, "Open Texture in Athenian Law," *Dike* 3 (2000), p. 61 n. 61 は A. が予想するような反論を C. が行なった可能性を指摘している。しかしながら、C. の弁論が現存していない以上、これはあくまでも可能性に留まる。

²⁷ これらの事例については L. Rubinstein, "The Athenian Political Perceptions of the *idiotai*," in P. Cartledge et al. (eds.) *Kosmos: Essays in Order, Conflict and Community in Classical Athens*, Cambridge, 1998, p. 141f. にまとめられている。

²⁸ E.g. D. 21. 31-4; [D.] 25. 26, 26. 5. *archai* と *idiotai* の二項対立的認識については、Rubinstein, *op. cit.*, esp. pp. 131-139 を参照。

例えば9人のアルコンや将軍は当然 *archai* として認識されていたであろうし、また何らの公務も担当しない全くの私人も *idiotai* として扱われていたことは想像に難くない。しかしながら、両者を異なるものとして認識していたことは、必ずしも両者の境界線が明確であったことを意味しない²⁹。例えば、前章で取りあげた市壁建造官は *archai* である、あるいは *archai* ではないと、明確に認識されていたのであろうか。

先行研究の立場は二つに分けられる。Bleicken は、多くの市民が、いわゆる通常の *archai* としてではなく、例えば裁判所の陪審員、民会の出席者、評議員など様々なかたちでポリスの公務に関わる一方、古典期の *archai* は、将軍など一部の役職を除いて、かつてのアルカイク期のような強大な権限を失い、その数も膨大なものになり広範な範囲の一般市民が就任するようになったため、*archai* とそうではない者の境界線は流動的なものになっていったと論じている³⁰。ただし、Bleicken は以下に述べる Hansen の説に対しては、何らの反論も行っていない。

これに対して、Hansen は、アテナイの *archai* は“well defined group”であり³¹、Bleicken に反論するかたちで、アテナイでは同時に複数の *archai* に就くことが禁止されていたことを挙げ、この原則は *archai* とそうでない者についてアテナイ人が明確な考えをもっていなければ守れなかったと述べている³²。従って、Hansen は *archai* とそうではない者が明確に区別され得たと考えている。

ここではこの Hansen 説の根拠を一つずつ検討しながら、彼の主張の妥当性を吟味したい。Hansen 説の根拠は大きく分けて三点が挙げられる。

① Arist. Pol. 1299a15-20

「…国家共同体は数多くの監督者を必要としており、それゆえ選挙あるいは抽籤によって選出された者すべてを *archontes* とすべきではない。例えば第一に神官である。なぜなら神官は政治的な (*politikai*) *archai* とは何か別のものとすべきであるからである。加えて合唱隊奉仕役や伝令使、外交使節も選挙で選出される³³。」

このアリストテレス『政治学』の記述によれば、神官、合唱隊奉仕役、伝令使、外交使節は “*politikai archai*” ではないという。Hansen はここに「テクニカルな意味での *archai*」

²⁹ 例えば、*idiotai* という語が別の意味で用いられる場合として、恒常的に政治活動を行なう *rhetores* / *hoi politeuomenoi* (政治家) とそれ以外の *idiotai* (一般人) が対比される例がある。これらの事例においては両者が異なるものとして認識されているが、その境界線が明確であることは自明ではない。このような「一般人」という意味での *idiotai* については、C. Mossé, “*Politeuomenoi et idiotai*. L’affirmation d’une classe politique à Athènes au IV^e siècle,” *REA* 86 (1984), pp. 193-200; Rubinstein, *op. cit.*, pp. 140-143 を参照。

³⁰ Bleicken, *op. cit.*, pp.270-272.

³¹ Hansen, “Seven Hundred *Archai* in Classical Athens,” p. 152: *αἱ ἀρχαί* seems to be well defined group of public officials....

³² Hansen, *The Athenian Democracy in the Age of Demosthenes*, p. 341 n. 135: (T) he prohibition against cumulation of *archai* could only be enforced if the Athenians had a clear notion of who are *archai* and who performed public tasks without being *archai*.

³³ Arist. Pol. 1299a15-20: πολλῶν...ἐπιστατῶν ἢ πολιτικῆ κοινωνία δεῖται, διόπερ <οὐ> πάντας οὔτε τοὺς αἰρετοὺς οὔτε τοὺς κληρωτοὺς ἄρχοντας θετέον, οἷον τοὺς ἱερεῖς πρῶτον (τοῦτο γὰρ ἕτερόν τι παρὰ τὰς πολιτικὰς ἀρχὰς θετέον)· ἔτι δὲ χορηγοὶ καὶ κήρυκες αἰροῦνται δὲ καὶ πρεσβευταί.

と「公務を担う私人」の区別を見いだすのである。

しかしながら、ここでアリストテレスはギリシア世界一般の *archai* に関して述べているのであって、特にアテナイに関して述べているというわけではない。また、哲学者アリストテレスの認識が当時のアテナイ人一般の認識を反映しているとも限らない。さらには、この記述を自説の根拠として用いるならば、なぜ Hansen は直前の「どのようなものを *archai* と呼ぶべきかを定義することは、容易なことではない (1299a14-15: ἔστι δὲ οὐδὲ τοῦτο διορίσαι ῥάδιον, ποίας δεῖ καλεῖν ἀρχάς)」という記述を取りあげないのであろうか³⁴。アリストテレスはこの後で「*archai* と特に呼ばれるべきは、何らかの事柄に関して審議し、決定し、そしてとりわけ命令を下すことが委ねられている者である (1299a25-27: μάλιστα δ' ὡς ἀπλῶς εἰεῖν ἀρχάς λεκτέον ταύτας ὅσαις ἀποδέδοται βουλευσασθαί τε περὶ τινῶν καὶ κρίναι καὶ ἐπιτάξαι, καὶ μάλιστα τοῦτο)」と漠然と述べているが、「しかし、このように言っても、その知識に関して違いを生むわけではない。というのもその名称に関する論争は決着がついていないからである [1299a28-30: ἀλλὰ ταῦτα διαφέρει πρὸς μὲν τὰς χρήσεις οὐδὲν ὡς εἰπεῖν (οὐ γὰρ πῶ κρίσις γέγονεν ἀμφισβητούντων περὶ τοῦ ὀνόματος)]」とし、結局 *archai* の厳密な定義を述べずに終わってしまっている³⁵。ここから読み取れるのは、むしろアリストテレス自身にとっても *archai* というカテゴリーに含まれる範囲を厳密に画定させることが困難であったということである。これを踏まえるならば、先に挙げた箇所でもわざわざ神官や合唱隊奉仕役が *politikai archai* ではないと断っていることから判断するに、アリストテレス自身は否定しているにせよ、むしろこれらの役職が *archai* に含まれる可能性があったと考えるべきである。

② 「archon であれ *idiotes* であれ (ἢ ἀρχων ἢ ἰδιώτης)」という表現

Hansen によれば、ここでの「私人」とは「公務を担う私人」を指しており、「テクニカルな意味での *archai*」と「公務を担う私人」が区別されているという。例えばアドリア海への植民決議 (325/4) において、船団出航の詳細規定の後、以下のような規定が現れる。

「もし何人かが、以上の決議に従って命じられた各項を行なわない場合、*archai* であれ私人であれ、その任務怠慢者は 10,000 ドラクマをアテナ女神に対して負うこと。そして執務審査役およびその補佐役はその者に必ず有罪判決を下すこと。さもなくば彼ら自身がその罰金を負うこと³⁶。」

「以上の決議」において何らかの任務を命じられている者とは、造船所監督官、三段

³⁴ なお、W. L. Newman (ed.) *The Politics of Aristotle*, vol. IV, Oxford, 1902, pp. 255-6 はこの記述においてアリストテレスの念頭にあるのは、第1章で取りあげた A. の主張であるとしている。

³⁵ *Ibid.*, p. 259 はこの問題に対しアリストテレスが 1322b29ff. において答えているとするが、ここで論じられているのは「必要不可欠な *archai* とは何か」という問題であって、「誰を *archai* と呼ぶべきか」という問題ではない。

³⁶ RO 100. 233-236: ἐὰν δὲ τις μὴ ποιήσει, οἷς ἕκαστα προστέτακται, ἢ ἀρχων ἢ ἰδιώτης, κατὰ τὸδε τὸ ψήφισμα, ὀφειλέτω ὁ μὴ ποιήσας μυριάς δραχμὰς ἱερὰς τῇ Ἀθηναί, καὶ ὁ εὐθυνος καὶ οἱ πάρεδροι ἐπάναγκες αὐτῶν καταγιγνωσκόντων ἢ αὐτοὶ ὀφειλόντων.

櫂船奉仕役、将軍、伝令使、収入役、テスマテタイ、アテナ女神の財務官である（165-232）。従って、これらの者たちがここで「*archon* であれ *idiotes* であれ」と表現されていることが分かる。

しかしながら、この表現から読み取れるのは、この決議において何らかの任務を命じられている者たちのうちに *archai* のみならず *idiotai* と表現されうる者が含まれていることのみであり、*archai* と「公務を担う私人」の区別が明確であったということではない。さらに、Hansen はこのような表現があらわれる事例として他にも四例を挙げているが³⁷、これらいずれの事例に関しても同様である。

結局、この表現から読み取れるのは、アテナイ人たちが *archai* と *idiotai* を異なるものとして認識していたことに留まる。ただし、上で述べたように、*archai* と *idiotai* という二分法的認識自体は必ずしも両者の境界線が明確であったことを意味しない。従って、これも Hansen 説の根拠とはならない。

③ 「同一人物が同一年度に二つの *archai* に就いてはならない (οὐδὲ δύο ἀρχὰς ἄρχει τὸν αὐτὸν ἐν τῷ αὐτῷ ἐνιαυτῷ)」 という原則

Dem. 24. 150 に引用されている陪審員の宣誓には、上記の文言が現れる。Hansen はこの原則が守られるためには、アテナイ人たちが *archai* と *idiotai* を厳密に区別できていなければならなかったと考えている。

しかし、この原則が厳密に守られていたということを、Hansen は証明していない。あくまでこれは陪審員の宣誓の一部であって、法あるいは決議の一部ではないということに注意しなければならない。また、陪審員が同一人物が複数の *archai* に就くことを禁じる場面として具体的に想定されるのは就任前の資格審査であるが、その際に *archai* 重任に関して問われた形跡は一切見当たらない³⁸。さらには、C. が D. の授冠を提案した際、D. は市壁建造官職のみならず、祭祀財務官の職をも同時に務めており、A. はこれらのおいづれをも *archai* とみなしている (§24)。A. は D. が祭祀財務官職を務めたことをもって、D. がポリスのあらゆる役職に関して執務審査報告の義務があると比喩的に述べているが、複数の *archai* への就任自体は非難していない。仮に上記の原則が厳密に守られていたならば、この点は A. にとって D. を非難する格好の材料となったはずであるが、A. はそれを取りあげていない。このことは、この原則が厳密には守られていなかった可能性を示唆するのではないだろうか。いずれにせよ、この原則が厳密に守られていたことが立証されなければ、これも Hansen 説の根拠とはならない。

³⁷ 4例のうち、Lys. 5. 3; Dem. 23. 62; RO 22. 52 はそもそも Hansen の言う「テクニカルな意味での *archai*」と「公務を担う私人」の区別とは関係しない。なぜならばこれらの事例で「*archon* であれ *idiotes* であれ」という語で表現されているのは裁判の告発人あるいは民会・評議会における提案者であり、*idiotai* は「公務を担う私人」ではなく何らの公務も担っていない全くの私人と考えられるからである。残る AP. 48. 2 の事例では公金の分配に関わる者が「*archon* であれ *idiotes* であれ」と表現されているが、ここから読み取れるのは、RO 100. 233-236 の例と同様に、公金の分配に関わる者のうちに *idiotai* と表現されうる者が含まれているということに留まるのであって、*archai* と *idiotai* の厳密な区別は立証されない。

³⁸ Cf. AP. 55. 3.

以上の議論から明らかになったように、Hansen 説を支持することはできない。むしろ、①の事例から明らかになったのは、アリストテレスにとっても、*archai* とそうでない者を区別することは困難であったということであった。また、前章でみたように、A.がD.側の反論を予想しているということは、*archai* というカテゴリーの範囲が法廷で争われる可能性があったことを示唆する³⁹。さらに、A.は市壁建造官が *archai* に含まれるということ論証するために、資格審査・執務審査の対象者を定めた法を利用して *archai* とは誰かを論じている。仮に市壁建造官が *archai* か否かが明確であったならば、このようにわざわざ法の趣旨を歪曲して *archai* の定義を引き出す必要性はなかったはずである。むしろ、市壁建造官が *archai* か否かが明確でなかったからこそ、無理に *archai* の定義を導く必要性があったと思われるのである。

III

アテナイにおいて *archai* とそうでない者の境界線は明確ではなかったのであるならば、当時のアテナイには、*archai* ともそうでないとも判断しがたい「グレーゾーン」に属する役職が存在していた、とすることができるであろう。そうであるならば、次に、なぜ「グレーゾーン」が生じるのであるかという問題が問われてしかるべきであろう。例えば、上で扱った「冠の裁判」において、なぜ *archai* の定義が問題にされているのであろうか。

先に述べたように、Bleicken は *archai* の範囲が曖昧になる要因として、*archai* に就任する社会階層の拡大とその権限の制限を挙げている⁴⁰。おそらく、そうした事態は *archai* の範囲の曖昧さの一因になっていたと考えられる。4世紀の弁論作品においては、恒常的・反職業的に政治活動を行なう一部の市民と対比するかたちで、「一般人」という意味での *idiotai* が言及される例がみられるが、それらの事例においては一般の役職に就任している者たちも *idiotai* に含められて述べられている⁴¹。すなわち、一般市民が様々な役職に就任し、その権限が大幅に制限されていた民主政にあっては、*archai* と *idiotai* (私人) という区別よりも、「政治家」と *archai* をも含めた *idiotai* (一般人) という区別が重要な意味をもちうる場合があったのである⁴²。

しかし、「冠の裁判」における市壁建造官の例は、こうした観点からのみでは説明できない。なぜならば、D.は市壁建造官職にあって100 ムナもの私財をポリスに寄付しており、一般市民が就任する *archai* にはみられない、一種公共奉仕的な特徴を備えているからである⁴³。ここでは、公共奉仕役の一種である三段襪船奉仕役が、その他の *archai* との関係においてどのような位置づけにあったのかという観点からこの問題にアプローチしてみたい。

³⁹ この点に関しては、橋場弦『アテナイ公職者弾劾制度の研究』（東大出版会、1993）35頁、註12も指摘している。

⁴⁰ 本稿32頁参照。

⁴¹ 本稿註29参照。

⁴² もちろん、他方で *archai* と *idiotai* (私人) という二項対立的な認識が存在していたことも事実である。本稿31-32頁参照。

⁴³ 市壁建造官職と公共奉仕の類似性については、L. Foxfall, "Response to Adele Scafuro," in H.-A. Rupprecht (ed.), *Symposium 2003*, Wien, 2006, p. 56も指摘している。Cf. 本稿註53。

三段櫓船奉仕役はポリスから割り当てられた軍船の船長として指揮を執る一方、船体の維持や修理にかかる費用を私的財産からの出費でまかなった⁴⁴。一方では、三段櫓船奉仕役は *archai* のような側面をもっていた。三段櫓船奉仕役は軍事というポリスの公的な業務を遂行し⁴⁵、自身の船に関する最終的な指揮権を握っていた⁴⁶。また三段櫓船奉仕役はポリスから公金を受け取る場合があり (e.g. [Dem.] 51. 11)、執務審査の対象にもなった⁴⁷。ここで注目すべきは、[Dem.] 47. 41-43 に言及されているテオフィモスに対する弾劾裁判である。この裁判は、三段櫓船奉仕役であったテオフィモスが、ポリスから船体艦装のための船具を受領していたにもかかわらず、その船具の返還を怠り、さらに船具の取り立てに向かった名不詳の [Dem.] 47 の話者を殴打したために起こされたものである。示唆的なのは、この裁判で用いられている手続きが、*AP*. 45. 2 において「法に従わない *archai* に (τῶν ἀρχῶν μὴ χ[ρ]ῆσθαι τοῖς νόμοις)」対して提起される弾劾裁判として言及されているものであるということである⁴⁸。換言すれば、ここでは三段櫓船奉仕役が *archai* として扱われ、この手続きが用いられているということである。このように、三段櫓船奉仕役の、ポリスの公的な任務の遂行 (あるいはその怠慢) という場面に着目した場合、彼らは *archai* のように扱われ、執務審査や弾劾裁判の対象となる場合があったと考えることができる。

これに対し、三段櫓船奉仕役を含めた公共奉仕役が *archai* と対比されて言及される事例も存在する。このような例は、特に公共奉仕役による私的財産の出費に焦点が当たっている文脈において多くみられる。例えばイソクラテスは以下のように述べる。

「こういった私的で一風変わったことに加えて、あなた (= イソクラテス) はこういうことを言っています。すなわち、*archai* やそこから生まれる利益、その他あらゆる公共の事柄から距離をとる一方、1,200 名の戦時臨時財産税納税者および公共奉仕担当者の一員として、自分自身のみならず息子をも加え、そしてこれまでに三段櫓船奉仕を三回担当し、その他の公共奉仕に関しても、法が命じているところよりも気前よく立派にこなしたと⁴⁹。」

⁴⁴ 三段櫓船奉仕一般に関しては、V. Gabrielsen, *Financing the Athenian Fleet: Public Taxation and Social Relations*, Baltimore, 1994 を参照。

⁴⁵ *Arist. Pol.* 1322a29-b6 では「必要不可欠な *archai* の業務」として軍事が論じられているが、ここでは “*trierarchiai*” が挙げられている。

⁴⁶ 三段櫓船奉仕役に船の最終的な指揮権があったことは、とりわけ [D.] 50. 50, 52 を参照。とりわけアリストテレスが *archai* の特徴としてとりわけ「命令すること」を挙げていることと比較されたい (*Pol.* 1299a25-27)。なお、4世紀半ばには船長業務を第三者に委任し、自身は船長業務を行わない例があらわれるが (e.g. [D.] 51. 8)、このような慣行が非難されるべきものとして語られるため (e.g. *D.* 21. 155; [D.] 51. 10-11, 13-15)、あくまでも原則としては船長として乗船することが求められていたと考えられる。

⁴⁷ §19; *RO* 100. 233-236. Cf. [D.] 50. 50; *IG* I³ 236. 1-3.

⁴⁸ M. H. Hansen, *Eisangelia: the Sovereignty of the People's Court in Athens in the Fourth Century B.C. and the Impeachment of Generals and Politicians*, Odense, 1975, p. 23, pp. 119-120 no. 144; id., “*Eisangelia* at Athens. A Reply,” *JHS* 100 (1980), p. 95; 橋場前掲載書, 23-25 頁。

⁴⁹ *Isoc.* 15. 145: πρὸς δὲ τούτοις οὕτως ἰδίους ὁδοὶ καὶ περιπτοῖς κἀκείνο λέγεις, ὡς τῶν μὲν ἀρχῶν καὶ τῶν ὠφελειῶν τῶν ἐντεῦθεν γιγνομένων καὶ τῶν ἄλλων ἀπάντων κοινῶν ἐξέστηκας, εἰς δὲ τοὺς διακοσίους καὶ χιλίους τοὺς εἰσφέροντας καὶ λειτουργοῦντας οὐ μόνον αὐτὸν περέχεις, ἀλλὰ καὶ τὸν υἱόν, καὶ τρεῖς μὲν ἤδη τετριμαρχήκατε, τὰς δὲ ἄλλας λειτουργίας πολυτελέστερον λειτουργήκατε καὶ κάλλιον, ὧν οἱ νόμοι

ここでは、不正な利益を得る *archai* と、ポリスに対し財政的貢献をなす公共奉仕役が対比されて語られている。上述のように、一般市民が就任する *archai* が基本的には私的財産の出費を前提としていなかったことを考えれば、公共奉仕役の私財出費という側面が、*archai* とは異なる特徴として捉えられていたことは想像に難くない⁵⁰。

Kahrstedt や Hansen は三段襪船奉仕役が *archai* ではないと論じているが、それは A. の記述から彼らが導き出した *archai* の法的定義に当てはまらないという理由からである⁵¹。しかし、これまでみてきたように、*archai* の法的定義の存在を立証することはできず、またアテナイ人の意識においてもその範囲が曖昧になることがあったことを考えれば、彼らの主張は受け入れがたい。三段襪船奉仕役は「グレーゾーン」に位置していたのである。

4 世紀後半アテナイの財政難という状況において、公共奉仕以外の役職に就任した者が単に公務を遂行するのみならず、ポリスのために私的財産を寄付する例がみられるようになることが指摘されている⁵²。つまり、この時期のアテナイにおいては、こうした、一般市民が就任し私的財産の出費を伴わないという従来の *archai* のイメージにはそぐわない役職、言い換えれば三段襪船奉仕役のような「グレーゾーン」に属する役職が増加していたのである。そして、D. が就任した市壁建造官もこのような例に数えることができるだろう。「冠の裁判」で *archai* の定義が問題とされるという事態の背景には、こうした、当時のアテナイの状況が反映されているということができないのではないだろうか⁵³。

おわりに

本稿では、アテナイにおける *archai* の定義の問題に関してみてきた。そこで得られた結論は、従来 *archai* の法的定義の存在の根拠とされてきた A. の記述からは、そのような定義の存在を証明することはできず、また当時の認識においても *archai* と *archai* ではない役職の境界線は明確でない場合があり、時には *archai* というカテゴリーの範囲に関して法廷で争われる可能性があった、ということである。

もちろん、上で述べたように、あらゆる役職に関して *archai* か否かが不明確であったというわけではなく、大半の役職については *archai* か否かということが問題にならなかったのかもしれない。しかし、他方で「グレーゾーン」に属する役職も確かに存在していた。本稿では三段襪船奉仕役の位置づけとの類推から、市壁建造官のような役職が

προστάττοντων.

⁵⁰ 同様の事例として、Lys. 19. 56-57; Isoc. 7. 24-25, 12. 145, 15. 150 を参照。

⁵¹ Kahrstedt, *op. cit.*, p. 1-3; Hansen, "Seven Hundred *Archai* in Classical Athens," p. 173.

⁵² さしあたり、M. Hakkarainen, "Private Wealth in the Athenian Public Sphere during the Late Classical and Early Hellenistic Period," in J. Frösén (ed.) *Early Hellenistic Athens: Symptoms of a Change*, Helsinki, 1997, pp.1-32 が有益な外観を与えてくれる。

⁵³ 本稿註 43 で述べたように、Foxfall も市壁建造官職と公共奉仕の類似性を指摘するが、Foxfall と筆者の見解は以下の点で異なる。すなわち、Foxfall は *archai* と公共奉仕は本来は全く別個のものとして想定しているようであるが、筆者は少なくとも三段襪船奉仕役については、*archai* ともそうでもないとも言いがたい、曖昧な位置づけにあったと考える。

archai か否かが問題になる状況の背景を分析したが、そこにおいては、私的財産の出費を伴う、従来の *archai* とは異なる役職が登場するという事態が反映されているという見通しを述べた。もちろん、*archai* というカテゴリーの曖昧さのすべてをこのような観点から説明することはできない。例えば、神官や外交使節のような役職に関しては⁵⁴、また別の視点から分析する必要があるだろう。いずれにせよ、我々はある一義的な *archai* の定義を設定し、ある役職がそれに当てはまるかどうかという単純な手法をとるべきではない。各々の事例に即して分析を行ない、*archai* というカテゴリーの曖昧さをみていかなければならないのである。

⁵⁴ 先述のようにアリストテレスは神官や外交使節は *politikai archai* ではないと述べているが、両者とも執務審査の対象となる (§18; D. 19. 211)。